

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 4/2562

เรื่อง มาตรการเร่งรัดการลงทุน

(非公式訳)

投資委員会布告

第 4/2562 号

件名：投資促進措置

-----

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策および基準に引き続き、

ターゲット産業における大型プロジェクトの国内への投資が迅速に行われるよう促進するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

第 1 項 バンコク以外の全ての県を投資奨励区とする。

第 2 項 第 3 項の条件に従って実行したプロジェクトは、法人所得税免除期間が終了した日から 5 年間にわたり法人所得税の 50%減税特典が付与される。

第 3 項 条件

3.1 グループ A1、A2、および A3 における事業であること。ただし、航空輸送事業、海上輸送事業など事業所のない事業、および特別経済開発区に立地する業種 1.22、2.17、6.15、6.16、6.17 および 7.24 は除く。

3.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除特典を付与されたプロジェクトであること。

3.3 土地代および運転資金を除いた資本金額は 10 億バーツ以上であり、2021 年 12 月 30 日までに 10 億バーツ以上の投資を実施すること。

3.4 操業開始期限日以内に操業開始を申請すること。ただし、第 31 条に基づく法人所得税免除特典の期間および免除額の上限が残ること。全ての条件を満たした際、本措置に基づく特典が付与される。

3.5 奨励受理回答から操業開始まで全ての手続きの延長を許可しない。

第 4 条 本措置は、2019 年 9 月 20 日から 2020 年 12 月 30 日までに申請された投資奨励申請書に適用する。

仏暦 2562 年（2019 年）9 月 20 日より有効とする。

発布日：仏暦 2562 年（2019 年）10 月 28 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長